

伊勢志摩インターネット高校特区

都道府県名：

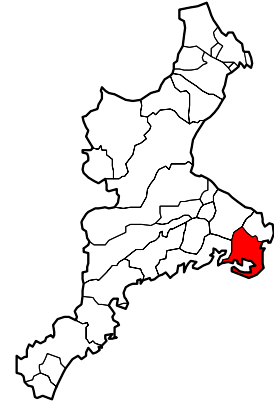
三重県

申請主体名：

志摩市

区域の範囲：

志摩市の区域の一部（志摩市阿児町）



特区の概要：

志摩市の主産業である観光産業の長引く不況等で閉鎖された遊休施設の有効活用を図ると共に、阿児町内に陸揚げされた光ケーブルの情報通信ネットワーク資源を生かした株式会社による通信制高校を設立し、地域の不登校の生徒や高校を中途退学したが、もう一度勉強したいという学習意欲のある人などの受け皿となるとともに、豊富な自然やスポーツに適した環境を生かした教育を実施し、人的交流を図り、新たな地域間交流を促進し、自然とスポーツを加えた情報通信ネットワークの町として、全国にアピールする。

適用される規制の特例措置：

- ・ 特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）
- ・ 学校設置会社による学校設置

